

神奈川県環境審議会条例

平成 6 年 7 月 12 日

条例第 28 号

改正 平成 12 年 11 月 28 日 条例第 73 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 43 条第 2 項の規定に基づき、神奈川県環境審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織等)

第 2 条 神奈川県環境審議会（以下「審議会」という。）は、40 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験のある者

(2) 神奈川県議会議員

(3) 神奈川県職員

(4) 市町村の職員

(5) 関東農政局、関東経済産業局及び関東地方整備局長その他必要と認められる国の地方行政機関の長又はこれらの者の指名する職員

3 学識経験のある者のうちから委嘱される委員の任期は、2 年とする。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の委員は、再任されることができる。

一部改正〔平成 12 年 条例 73 号〕

(特別委員及び専門委員)

第 3 条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

3 特別委員及び専門委員は、学識経験のある者のうちから知事が委嘱する。

4 特別委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に、会長 1 人及び副会長 1 人を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 6 条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、特別委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、部会の会務を掌理する。

(委員でない者の出席)

第7条 審議会又は部会において必要があると認めるときは、その会議に、神奈川県職員、市町村の職員、専門的事項に関し学識経験のある者その他関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(幹事)

第8条 審議会に、幹事を置く。

2 幹事は、神奈川県職員及び市町村の職員のうちから知事が任命し、又は委嘱する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議会の事務を処理する。

(会長への委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。

(神奈川県公害対策審議会条例の廃止)

2 神奈川県公害対策審議会条例(昭和46年神奈川県条例第6号)は、廃止する。

(神奈川県公害防止条例の一部改正)

3 神奈川県公害防止条例(昭和53年神奈川県条例第1号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成12年11月28日条例第73号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

(参考)

環境基本法(平成5年11月19日 法律第91号)

(都道府県の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関)

第43条 都道府県は、その都道府県の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置く。

2 前項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、その都道府県の条例で定める。